

お客様各位

令和元年7月1日

今年の近畿地方は、観測史上最も遅い梅雨入りとなり、雨の多いこの時期ですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 今月の事務

2. コラム～電子申請について

1. 今月の事務

今月は人事関係事務の締め切りや変更が沢山あります。

①納期の特例の承認を受けている場合の源泉徴収税額の納付

給与や退職金などから源泉徴収した所得税・復興特別所得税の納付期限は、原則として徴収日の翌月10日ですが、「従業員数が常時10人未満」の事業所は、手続きの負担を減らすため、年2回にまとめて納付できる「納期の特例」があります。この特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税額をまとめて7月10日までに納付します。

②令和元年度個人住民税の特別徴収事務の確認

事業主は、すべての従業員の給与から個人住民税を特別徴収（給与天引き）により納める義務があり、最近、特別徴収していない事業主に対して行政からの要請が強まっており、入札参加に制限が掛けられることもあり得ます。今年度の第1回目の納付期限（6月分）は7月10日で、6月から住民税の金額が変更されていることに注意が必要です。

③健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

社会保険に加入している事業所は、7月1日現在で使用しているすべての被保険者の4月～6月に支払った賃金を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、原則として7月10日までに提出しなくてはなりません。また、6月上旬より、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されており、「令和元年度健康保険被扶養者状況リスト」が届いた事業所は、被扶養者の資格を確認し、7月31日までに提出（返送）してください。

④労働保険の年度更新手続き

労働保険の年度更新手続き（「労働アスベスト保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」の提出および保険料等の納付）の期限は7月10日です。手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課されることがありますので注意してください。拠出金は、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業所は対象外となります。

⑤賞与支給に伴う健保・厚年の保険料の納付

夏季賞与を支給すると、支給日より5日以内に健康保険・厚生年金保険の「被保険者賞与支払届」を提出する必要があります。これに基づき、翌月の「納入告知書」には、賞与に係る負担分も加算された保険料額が記載されるので、記載金額を確認して納付しましょう。なお、保険料の計算基礎となる標準賞与額の上限は、健康保険が年度累計額で573万円、厚生年金保険については1か月当たり150万円ですので、この金額を超える賞与には社会保険料が掛らないことになります。

2. コラム～電子申請について

行政のデジタル化で日本は遅れており、利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化につなげることを目的として、行政手続きを原則、電子申請に統一するデジタルファースト法が先月に成立しております。

当初は住民サービス分野を対象に、引っ越しをする際、ネットで住民票の移転手続きの準備をすると、その情報を基に電気やガス、水道の契約変更もできるようにし、相続や死亡の申請もネットで完結させることが予定されています。

法人分野では、法人設立の負担も軽くするよう、現状では法務局に出向いて登記事項証明書を取得し、それを複数の窓口を示す手間があるものを、ネットで申請すれば登記事項証明書の添付を不要とする方針が示されました。

この行政手続きの電子化にはICチップの付いたマイナンバーカードの活用が欠かせないのですが、現状の普及率は1割程度に留まることから、マイナンバーカードの普及を進めるため、制度発足時にマイナンバーの個人番号を知らせる紙製「通知カード」は廃止されます。

電子手続きを行う際の行政運用における基本原則として、①手続きをIT（情報技術）で処理する「デジタルファースト」、②同一の情報提供は求めない「ワンスオンリー」、③手続きを一度に済ます「ワンストップ」という、非常に便利な3原則が掲げられました。

実際に電子申請を行うには、e-Gov（電子政府の総合窓口）というサイトにアクセスして、申請・届出を行います。

実は、私は以前から税理士分野ではe-taxを利用しており、特に確定申告時期では大いにその効率化の恩恵を受けておりましたので、今年からは社会保険労務士分野でも活用しております。

e-Govは365日・24時間の申請が可能で、通常の操作方法はe-Govサポートで対応できるのですが、エラーが出た場合の対処方法は各手続きを管轄する省庁のサポートに問い合わせなければならないことが要改善事項でしょうか。

これも、自分でじっくり考えた上で、サポートに聞くことで解決出来ますので、7月事務の効率化に大いに役立っています。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>